

立候補予定者	所属政党
上杉ひろゆき	民主党

質問 1 - 1 東京都が認可した補助 54 号線、駅前ロータリーの事業は見直す必要があるとお考えでしょうか？（なお、a を選択した方は質問 1-2 を、b を選択した方は 1-2 , 1-3 もお答えください。）

a 見直す必要はない。                      b 見直す必要がある。

1 - 2 その理由をお聞かせください。

民意を汲上げるための、プロセスに問題があったと考えざるを得ません。

（行政手続きの意味ではなく、実質的な意味で）

都市計画道路の変更は、面的な計画（地区計画）とセットで提案すべきであったと考えます。

提案された住民等は、判断するための情報が不足し、全体像について適切な評価をすることができなかつたと考えられます。

1 - 3 見直しのためにあなたはどのような働きかけをしようとお考えですか？

議会の中で取り組みます。

「地区街づくり計画」の原案の決定は、住民・関係権利者（住民等）による「直接投票で決定する」よう、「議員提案」により「街づくり条例の改正」をします。

条例改正後、プロセスのやり直しを求めます。

そこで出た真の「民意」を具現化します。

「新しい住民自治」の実現のため、「議会改革」に取り組みます。

無責任にもなりかねない、執行部に質問を浴びせかけるだけの「質問・答弁」型議会運営から、執行部による「反問権」のある「対話型」、さらには議員・会派による「討論型」の議会に改革します。

議会の自治法上の調査権をフルに活用します。

調査、政策立案、条例発議等、議会の能力を高めます。

必要ならば、イシュー毎に「調査委員会」を設置し、「政務調査費」を、議会事務局で執行（支出）できるようにします。

この実現のため、議会の各党各会派との協議に務めます。

質問2 - 1 世田谷区都市計画審議会で承認された「下北沢駅周辺地区地区計画」の見直す必要があると思われませんか？（a を選択された方は 2-2 を、b を選択された方は 2-2、2-3 もお答えください。）

- a 思わない。                      b 思う。

2 - 2 その理由をお聞かせください。

1 - 2 と同じ

2 - 3 見直しのためにあなたはどのような働きかけをしようとお考えですか？

1 - 3 と同じ

質問3 . あなたは小田急線の跡地を公共利用する方向に賛成ですか？

- a 賛成する                      b 賛成しない

答え：案の内容によります。街づくりの計画は、面的・立体的で、総合的かつ有機的なものであるべきです。シングルイシューだけでは、判断がつきかねます。

質問4 . 新しく選ばれた世田谷区長が事業認可、地区計画の見直しを公約しているとき、あなたは区長に協力しますか？

- a 協力する。                      b 協力できない。

質問5 . 街づくりについてあなたのお考えがあればお聞かせください。

街づくり条例の前回全部改正では、「区民等」、「事業者」、「区」の3者の相互協力を謳いました。今後、これに「学」との連携を導入するべきと考えます。

科学の根拠なしには、賛成も反対も、情緒に流れてしまう可能性があります。基礎調査、現況調査、複数案の立案、各々の将来予測、スケジュール、財政（財源、支出内容）など、専門家の手になり作成されること。これらが、ヴィジュアルにあるいはインタラクティブに、分かりやすくアレンジされて、「住民等」に提供されて、初めて公平公正に、判断がつくようになる、と考えています。

質問6 . これからの都市・街・環境のあり方についてお考えをお聞かせください。

方向性

「コンクリートから人へ」

「人」を中心にする

「モダンを活用した、ヒューマニズムの街づくり」

科学技術を活用して、20世紀型の街づくりから、持続可能で、環境に優しい街づくりに転換

「生命優先」

地震、火事、救急救命、高齢者・障害者の移動等への配慮など、「命」を優先

「大地を読む」

気候、風土、風の通り道、太陽光、地形地物を活かすプランニング

「景観」

従来抜け落ちていた、デザイン、景観、色彩のプランを組み込み、面的・立体的で、総合的かつ有機的なプランニング

「歴史」

古道、寺社仏閣、歴史的な建築物、町並みなどは保護し、これを活かす

「マスタープラン」

今までの都市計画法、建築基準法では、真の都市計画をつくることは出来なかった。景観法を活用し、真のマスタープランをつくる。

諸法バラバラなのは、区の「街づくり条例」の運用の中で包括する。

「ゾーン」

用途地域制は失敗している。世田谷の場合、用途地域の指定図は、現況図そのもので、都市計画的に誘導しているのではない状態。

都市計画道路は1キロメートル単位で計画されており、これを1単位とした「ゾーン」全体を、綿密にプランニングする。

「専門家の活用」

「ゾーン」全体の「マスタープラン」を、コンペで募集。専門家に競ってもらう。

これを「区民等」が評価し、「地区街づくり計画」にする。

**その他、何かご意見があればお聞かせください。**

上杉裕之は、世田谷区職員であった平成7年、阪神淡路大震災の第1次復興支援隊として派遣されました。支援業務から戻ってきて、「世田谷区街づくり条例」「同規則」の全部改正を担当いたしました。

当時の改正のポイントは以下の3つです。

- 1 条例に理念を謳うことは当時タブーでしたが、住民参加を権利として謳い、手続き上も具体化しました。
- 2 議会の関与を義務づけました。
- 3 首長に、住民等が提案した「地区街づくり計画」の案の尊重を義務づけました。

この3点目ですが、世田谷区の姿勢は、いつの間にか転換してしまいました。

#### 街づくり条例旧規定

第11条第3項 区長は、前項の規定による提案（「地区住民等」及び「地区街づくり協議会」による案の提案）があったときは、当該提案を地区街づくり計画の案に反映するよう務めなければならない。

#### 街づくり条例現行規定

第11条第2項 区長は、前項の規定による提案が行われたときは、当該提案を尊重し、当該提案に係る地区街づくり計画の原案の内容の全部又は一部を実現することとなる地区街づくり計画（以下「提案を踏まえた地区街づくり計画」という。）の策定をする必要があるかどうかを遅滞なく判断し、当該提案を踏まえた地区街づくり計画の策定をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

つまり、「住民自治」の理念を後退させています。

今後はむしろ、住民自治の進展のため、「地区街づくり計画」の案の作成に、直接民主制、直接投票を取り入れ、強化すべきです。

以上、アンケート回答終わり。